

学校法人昭和女子大学寄附行為変更届出書

令和 7 年 5 月 29 日

文 部 科 学 大 臣 殿

東京都世田谷区太子堂一丁目 7 番 57 号
学校法人昭和女子大学 理事長 山崎日出男

このたび学校法人昭和女子大学の寄附行為を別紙のように変更したので、
私立学校法第 108 条第 5 項の規定により、同法施行規則第 46 条第 2 項の関係
書類を添えて届け出ます。

寄 附 行 為 変 更 の 条 項 及 び 事 由

この法人は、食健康科学部環境デザイン学科を廃止することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条第1項第1号中「食健康科学部」のうち「環境デザイン学科」を削除する。

(事由) 学生募集停止中の食健康科学部環境デザイン学科において、当該学科に在学する者がいなくなり、同学科を廃止したため。

2. 附則として次の附則を加える。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（令和7年5月22日）から施行する。

(事由) 施行日を明らかにするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
第2章 目的及び設置する学校 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 昭和女子大学 昭和女子大学大学院 文学研究科 生活機構研究科 福祉社会・経営研究科（専門職大学院） 人間文化学部 日本語日文学科 歴史文化学科 国際学部 国際教養学科 国際日本学科 国際学科 グローバルビジネス学部 ビジネスデザイン学科 会計ファイナンス学科 人間社会学部 心理学科 福祉社会学科 現代教養学科 初等教育学科 環境デザイン学部 環境デザイン学科 食健康科学部 <u>(削除)</u> 健康デザイン学科 管理栄養学科 食安全マネジメント学科 (2) 昭和女子大学附属昭和高等学校 全日制の課程 普通科 (3) 昭和女子大学附属昭和中学校 (4) 昭和女子大学附属昭和小学校 (5) 昭和女子大学附属昭和こども園 (6) プリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和	第2章 目的及び設置する学校 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 昭和女子大学 昭和女子大学大学院 文学研究科 生活機構研究科 福祉社会・経営研究科（専門職大学院） 人間文化学部 日本語日文学科 歴史文化学科 国際学部 国際教養学科 国際日本学科 国際学科 グローバルビジネス学部 ビジネスデザイン学科 会計ファイナンス学科 人間社会学部 心理学科 福祉社会学科 現代教養学科 初等教育学科 環境デザイン学部 環境デザイン学科 食健康科学部 <u>環境デザイン学科</u> 健康デザイン学科 管理栄養学科 食安全マネジメント学科 (2) 昭和女子大学附属昭和高等学校 全日制の課程 普通科 (3) 昭和女子大学附属昭和中学校 (4) 昭和女子大学附属昭和小学校 (5) 昭和女子大学附属昭和こども園 (6) プリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和
<u>附 則</u> <u>この寄附行為は、理事会承認の日（令和7年5月22日）から施行する。</u>	